

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第7号『キャッシュ・フロー計算書』—財務活動から生じた負債の変動」に対するコメント・レター

はやしよしお
ASBJ 専門研究員 林 良生

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から2019年6月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第7号『キャッシュ・フロー計算書』—財務活動から生じた負債の変動」に対して、2019年8月にコメント・レターを送付している。

国際会計基準審議会（IASB）は、財務諸表利用者からの要望に基づき、2016年1月、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第7号」という。）を修正し、財務活動から生じた負債の変動を財務諸表利用者が評価できるようにする開示を要求するために、IAS 第7号第44A項から第44E項を追加した。

しかし、その後もIAS 第7号第44A項が要求するような開示目的を満たす開示にはなっていないとして、IFRS-ICは、財務諸表利用者から、IAS 第7号第44B項から第44E項の要求事項が、企業がIAS 第7号第44A項における開示目的を満たす開示を提供するうえで適切な要求事項となっているかを検討することへの要望を受けた。

IFRS-ICは、要望に対し、IAS 第7号の既存の要求事項自体は適切であり、基準設定アジェンダに追加する必要はないが、企業がどのように既存の要求事項を適用するのかをアジェンダ決定において説明することを提案するアジェンダ決定案を公表した。

当委員会は、財務諸表利用者から聞かれている開示の質が十分ではないという懸念に対し、IFRS-ICは、企業の実務を変更する意図をもって、企業がどのように既存の要求事項を適用するのかをアジェンダ決定において説明することを提案したと理解した。

しかし、当委員会は、実務の変更を期待する内容については、アジェンダ決定という形でガイダンスを公表することは適切ではないと考えた。なぜなら、アジェンダ決定が用いられた場合には、アジェンダ決定に強制力があるかどうか法域により異なり得る可能性があり、必ずしもすべての企業が新しいガイダンスの対象とならない可能性があるためである。

当委員会は、財務諸表利用者の要望に応えるには、年次改善等により、アジェンダ決定案で提案されている内容（例えば、企業がIAS 第7号第44A項から第44E項を適用するうえで留意すべき事項）をIAS 第7号に反映し、強制力のあるガイダンスとしてすべての企業が一貫して適用されるよう、IFRS 基準の明確化を図るべきであると考え、その旨を記載するコメント・レターを提出した。